

図3 新潟市ハザードマップ—津波①（横越中学校区）

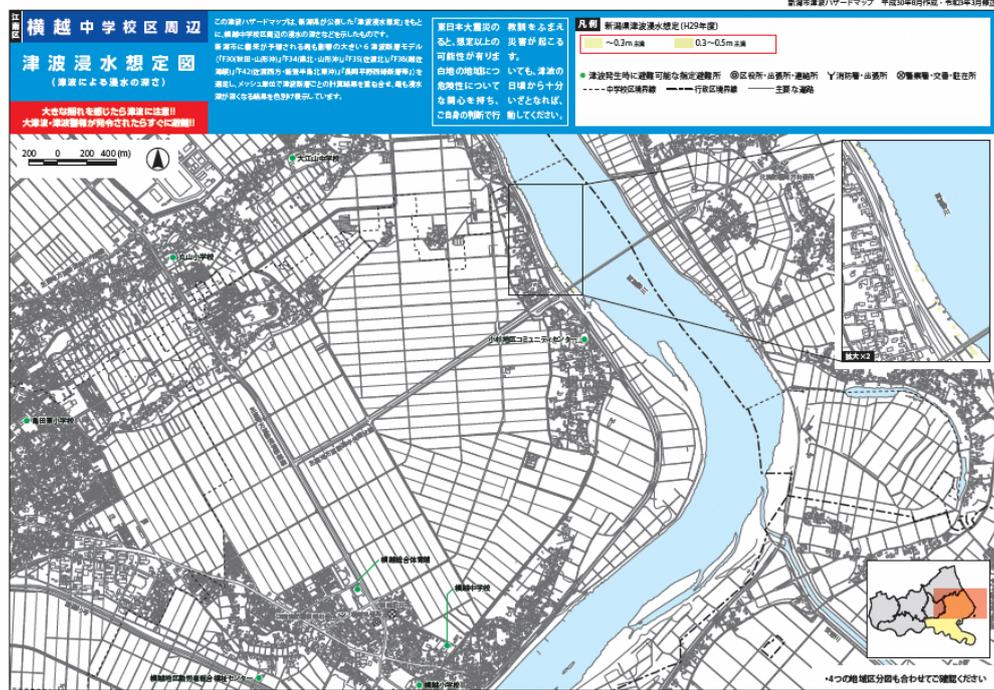
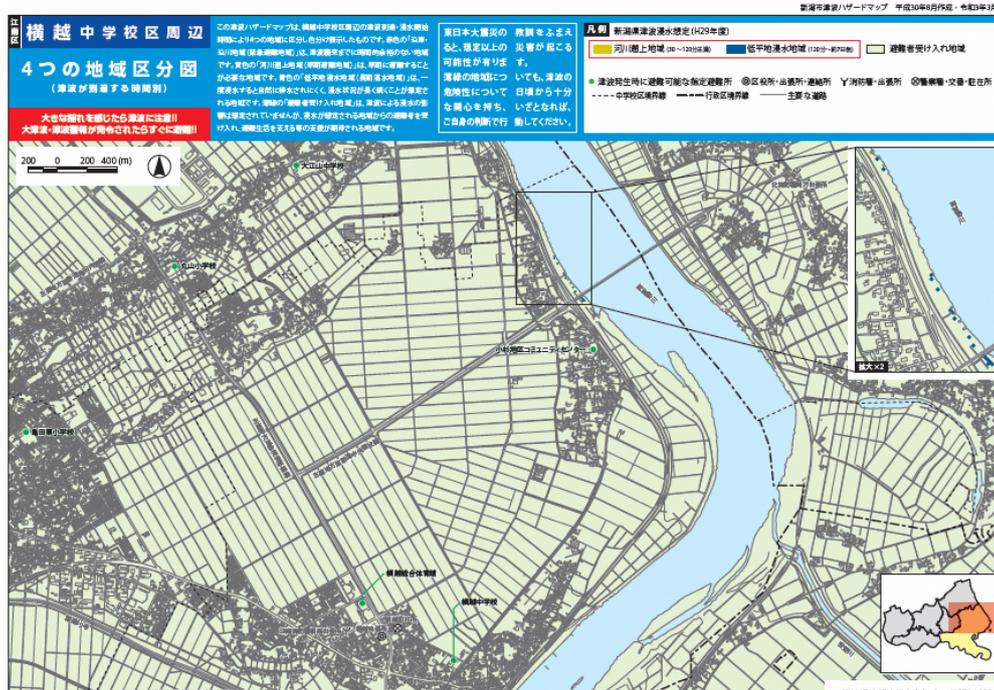


図4 新潟市ハザードマップ—津波②（横越中学校区）



排水能力を上回る雨が降った際の浸水リスクでは、限定的ながら広範囲に点在し 10cm～30cm の浸水が想定されている。部分的には 30cm～45cm の浸水も予期されている。(図5、図6)

図5 新潟市ハザードマップ—浸水（横越中学校区①）

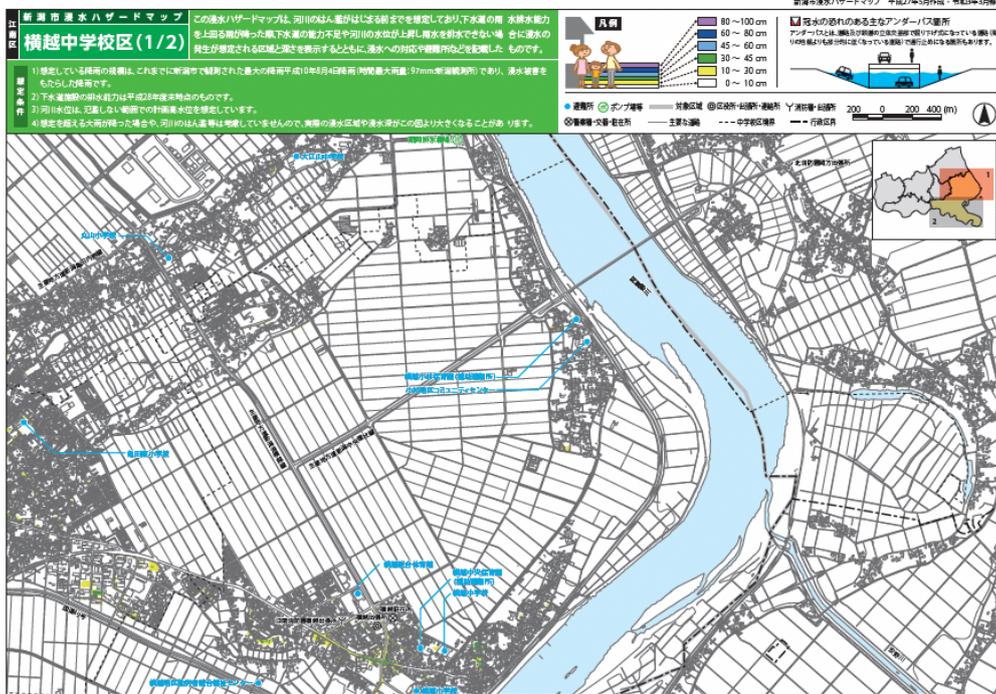
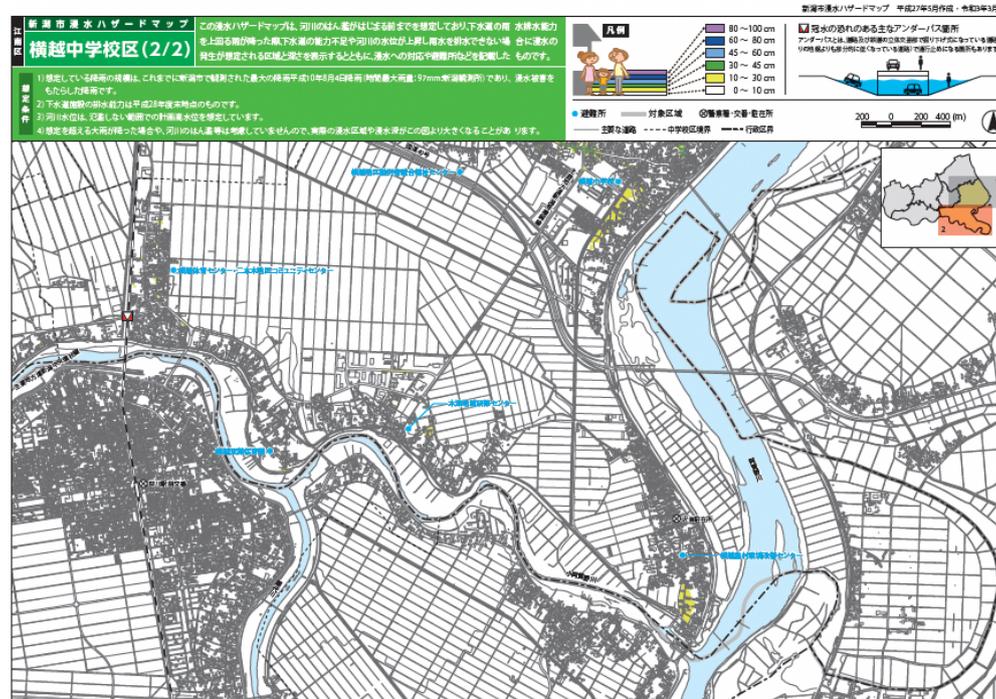


図6 新潟市ハザードマップ—浸水（横越中学校区②）



・両川地区

河川の増水による洪水リスクとして、当地区のほぼ全域が 0.5m~3.0mの浸水深が想定

2) 地震

国立研究開発法人防災科学研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年間で震度6弱以上の地震に見舞われる確率は地区内全域で6%～26%と見込まれている。

地震に関連し、北陸地方整備局と地盤工学会北陸支部が作成した「液状化しやすさマップ」によれば、当地域における田畑を除く土地の液状化危険度は危険度2または危険度3となっている。(危険度0が最小、危険度4が最大)

3) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような新種の感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当地域においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 493 者
- ・小規模事業者数 420 者

【内訳】

業種		商工業者数		小規模事業者数	
		横越	両川	横越	両川
商工業者	建設業	125	38	120	32
	製造業	37	14	24	8
	卸売業	8	8	5	3
	小売業	60	32	45	32
	宿泊・飲食業	27	5	23	5
	サービス業	85	33	77	30
	その他	13	8	10	6
	計	355	138	304	116

出典：商工会基幹システムより抽出

【事業所の立地状況等】

業種を問わず、いずれの事業者も地域内に広く分散している。

ただし、製造業を中心とした規模の大きい事業者は、木津工業団地、両川工業団地、両川第2工業団地に集積している。

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・新潟市地域防災計画の策定
- ・新潟市国土強靱化地域計画の策定
- ・新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・自主防災組織の充実
- ・他自治体との災害協定の締結
- ・応急対策マニュアルの作成（経済対策部経済班、江南区本部産業班 ほか）

2) 当会の取組

- ・危機管理マニュアルの策定
災害（危機）発生時に役職員がとるべき基本的な行動を規定。
- ・事業者が策定するBCPに関する国の施策の周知
事業者が策定し、取り組むべきBCP（事業継続計画）について、会報等を活用して普及啓発を行っている。
- ・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入促進
事業者の災害等による休業リスクに対応するため、新潟県火災共済協同組合が扱う「休業対応応援共済」や、全国商工会連合会の商品で事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険」（引受保険会社：東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険）を会員向けに用意し、会員事業所へ加入促進を行っている。

II 課題

(1) 実効性のある体制の確立

当会の危機管理マニュアルは策定済みであるが、緊急時の取組が漠然としており、実際の災害等発生時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

(2) BCPに関する情報提供や周知が不十分

会報等によりBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの重要性が伝わっていないと思われる。そのため、BCPの策定支援までつながっていない。

(3) BCPに対する小規模事業者の関心が薄い

小規模事業者の意識や関心の高まりが乏しく、必要性を訴求できていない。

(4) 感染症対策

感染症対策においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

III 目標

- ・当地域内小規模事業者に対し、災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成27年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市公報、ホームページ等において、各種施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・「商工会危機管理マニュアル」を平成27年1月に策定済み。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・本計画について、当市と状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震や台風、豪雨）が発生したと仮定し、当会と当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

＜ 2. 発生後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行う。SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
- ・当市で取りまとめた「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営相談窓口の設置 ・被害状況の調査、経営課題の把握 ・復興支援策を利活用するための支援
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営相談窓口の設置 ・被害状況の調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

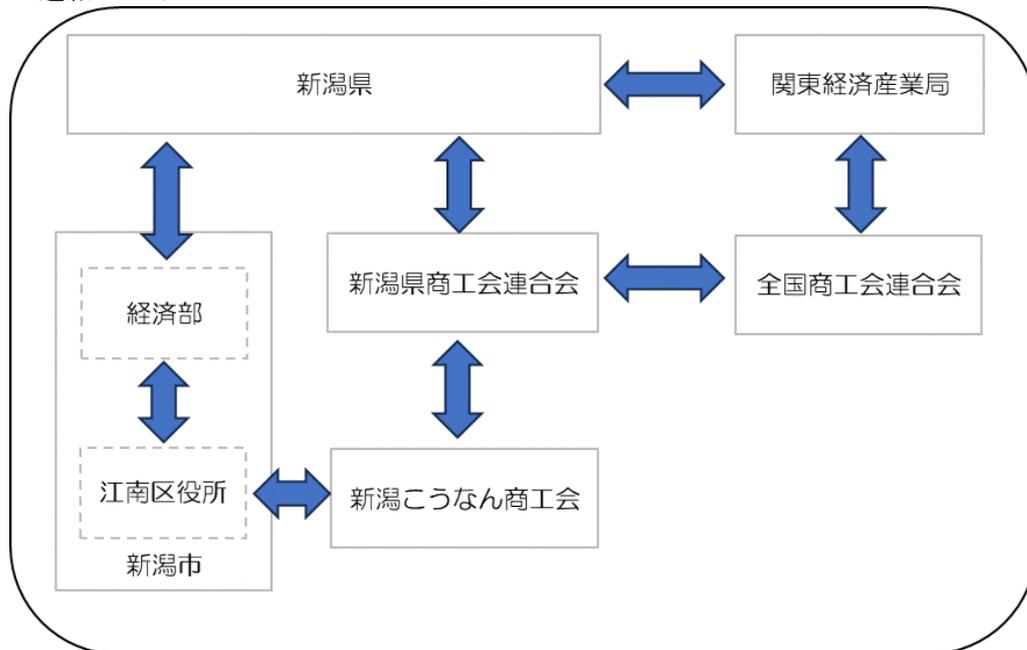
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～概ね 1 週間	1 日に 1 回共有する
概ね 1 週間～	必要に応じて共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日、休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

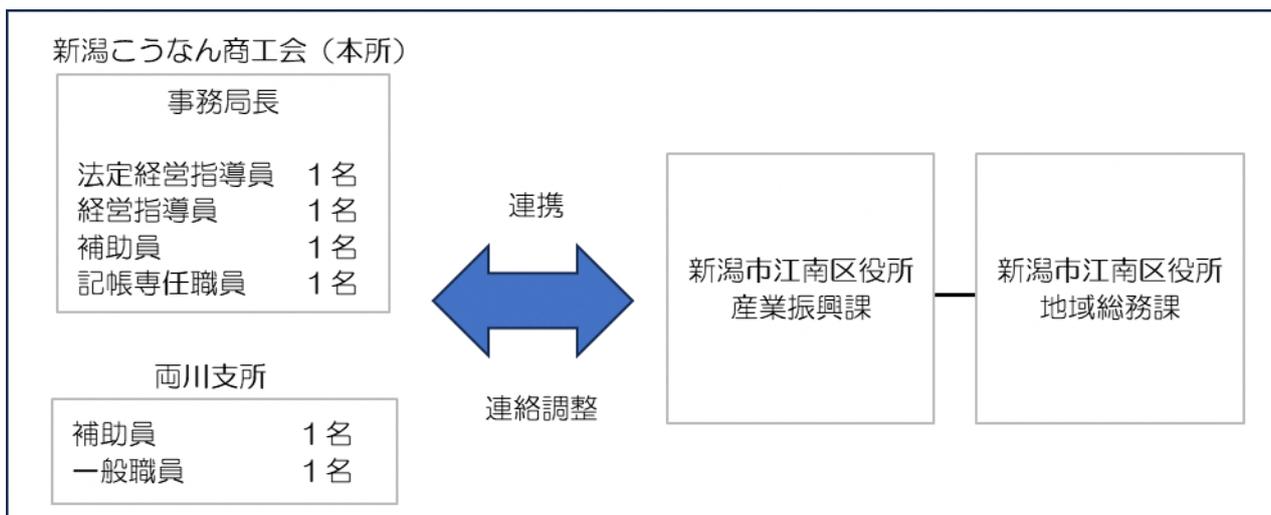
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 野口 等 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

新潟こうなん商工会 経営支援室

〒950-0208 新潟県新潟市江南区横越中央1丁目1-5

TEL: 025-385-2773 / FAX: 025-385-4300

E-mail: n-konan@shinsyoren.or.jp

新潟こうなん商工会 両川支所

〒950-0324 新潟県新潟市江南区酒屋町821-10

TEL: 025-280-2240 / FAX: 025-280-2572

E-mail: n-konan@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課

〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル5階）

TEL：025-226-1610 / FAX：025-224-4347

E-mail：sangyo@city.niigata.lg.jp

新潟市江南区役所 産業振興課

〒950-0195 新潟県新潟市江南区泉町3丁目4番5号

TEL：025-382-4689 / FAX：025-381-7090

E-mail：sangyo.k@city.niigata.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	200	200	200	200
・専門家派遣費	30	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	20	50	50	50	50
・備蓄品等	20	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新潟市補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし